

# 東京都議会議員選挙

投票日時

# 6月22日

## 午前7時～午後8時

告示日：6月13日(金)

一票がつなぐ  
わたしたちの未来



選挙のめいすいくん



## 投票できる方

原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成19年6月23日以前に生まれた
- ②大田区の選挙人名簿に登録されている

(大田区に住民登録の届け出をした日から令和7年6月12日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること)

※入場整理券が手元になくても期日前投票・当日投票することができます

## 選挙公報は各世帯に配布します

選挙公報は、6月13日の立候補受付終了後に印刷を行うため、6月16日ごろから各世帯に順次配布します。なお、区役所本庁舎1階、地域庁舎、特別出張所、図書館、文化センター、老人いこいの家などの区施設、区内の公衆浴場でも配布します。また、東京都選挙管理委員会HPや区HPでもご覧いただけます。

目の不自由な方のために、選挙公報を音声化したCDもあります。希望する方は、事前にお問い合わせください。



## 住所を異動した方、これから異動する方の投票

転居	大田区内	投票所
5月30日以前に転居届を出した方		新住所地
5月31日以降に転居届を出した方		前住所地

転入	他市区町村→大田区	大田区での投票の可否
3月12日以前に転入届を出した方		投票できます
3月13日以降に転入届を出した方		投票できません※1

転出	大田区→他市区町村	大田区での投票の可否
2月21日以前に転出した方(都内)		投票できません※2
2月22日以降に転出した方(都内)		投票できます※3
都外へ転出した方		投票できません

※1前住所地が都内の方は、前住所地で投票できる場合があります。詳細は前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください

※22月14～21日に転出した方は、期日前投票のみ投票できる場合があります。詳細はお問い合わせください

※3転出先で選挙人名簿に登録された方を除きます。新住所地で発行する住民票の写し(選挙用は交付手数料無料)や、新住所記載の運転免許証、マイナンバーカードがあるとスムーズに投票できます

## 以下の地域は投票所が変更となります

- 対象地区 本羽田一丁目4～7番・19～22番・26～30番、本羽田二丁目全域、萩中一丁目5～9番、萩中二丁目全域、南蒲田三丁目3～5番・11～14番

第52投票所(旧投票所=中萩中小学校)

新投票所

大田生活実習所  
(萩中2-10-11)

